

公印規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第61条第1項の規定に基づき、公印の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(公印の種類、使用の範囲及び保管)

第2条 公印の種類、使用の範囲及び保管は下表に定めるとおりとする。

公印の種類	使用範囲	保管者等
会長印 角印（登記印：実印）	・理事会の事前或いは事後の承認を得て、会長職位名をもって発する文書 ・法人の契約書等	会長
丸印（未登記印）	・理事会の事前或いは事後の承認を得て、会長職位名をもって発する文書であって、法人実印が必要なものを除いた一切の法人文書 ・金融機関との取引に関する文書 ・役員、会員等に会長職位名で発する文書等	財務担当 理事

(刻印及び調製)

第3条 公印には、本会名及び職位名を刻印する。

2 公印の調製は、会長が行い、これを公印保管者に交付するものとする。

(公印の使用)

第4条 公印は、公印保管者が押印するものとする。

2 公印保管者は、公印を押印しようとするときは、押印しようとする文書が所定の手続きを経たものであることを確認しなければならない。

3 公印保管者は、公印を押印したときは、押印年月日等必要事項を、文書台帳に記載しなければならない。

4 公印保管者は、押印した文書の写しを作成し、保存しなければならない。

(公印原簿)

第5条 会長は、公印原簿を備え、これに公印の印影を明瞭に登録するとともに、公印の種類ごとに調製、廃止及び廃棄の年月日を記録しておかなければならない。

(公印の廃棄)

第6条 公印を廃止したときは、会長が、廃止の日から1年間保存したのちに、これを廃棄処分するものとする。

(規則の改廃等)

第7条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行日をもって、日本女性科学者の会の公印は廃止する。

第3条 この規則は、平成27年7月18日開催の第10回理事会で改定し、同年同日から適用する。